

ヴァルト 個人登録規定

1. ヴァルト規約第9条により本規定を定める。
2. 登録料は一般及び学生、高校生、中学生は1000円、小学生、幼児は500円とする。
3. 個人登録は所定の書式により登録料を添えて提出する。
4. 登録は毎年度更新するものとする。
5. 登録書類と登録料が事務局に届けられた時点を以て登録手続き完了とする。
6. 手続きが完了した時点から練習に参加出来るものとする。

付 則

本規定は平成27年4月1日より施行する。